

㉔「各種運動教室（9月）」の参加者を募集します

【リズムウォーク・ヨガ】

教室名	内容	開催期日	時間
リズムウォーク	歩く動作を中心としたエアロビクス入門クラス	9月11日(木)、18日(木)	午前10時～11時
ヨガ	今人気の『ヨガ』の入門クラス。心も体もリフレッシュしませんか。	9月14日(日)、20日(土) 28日(日) ※9月14日は無料体験会	

※随時、体験会を実施しています。各クラス初回のみ無料で体験できます。

会場 笠間市民体育館 2階第5会議室（笠間市石井2068-1）※会場が変更となる場合があります。

対象 15歳以上の方 ※ただし、中学生は参加できません。

定員 各教室25名程度

参加費 1回500円

持ち物 飲み物、タオル、上履き、ストレッチマット（大きめのタオルでも可）

申込方法 各クラス開催日の前日までに笠間市民体育館管理事務所に直接、または電話でお申し込みください。

受付時間 午前8時30分～午後4時30分（毎月5日、20日は休館）

申・問 笠間市民体育館（笠間市指定管理者 NPO 日本スポーツ振興協会） Tel 0296-72-2101

【エアロビクス（初級・中級）】

一定の心拍数を維持することにより、体内の脂肪燃焼を促進させ、中性脂肪やコレステロール値を下げる効果があるとされる運動で、エアロビクスに慣れてきた方を対象とした入門編からのステップアップクラスです。ぜひご参加ください。また、9月も開催していますので、お問い合わせください。

期日 10月4日(土)、11日(土)、18日(土)、25日(土)

時間 午後1時15分～2時45分(90分間)

会場 笠間市総合公園 管理棟会議室（笠間市箱田867-1）

対象 15歳以上の方 ※ただし、中学生は参加できません。

定員 25名程度

月会費 2,000円/月4回

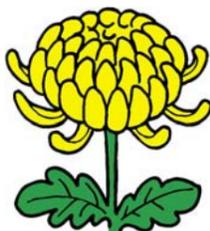
講師 茨城県スポーツ認定指導員 木村 幸子さん

持ち物 飲み物、タオル、上履き、ストレッチマット（大きめのタオルでも可）

申込方法 笠間市総合公園に直接、または電話でお申し込みください。

受付時間 午前8時30分～午後4時30分です（毎週月曜日は休み）

申・問 笠間市総合公園（笠間市指定管理者 NPO 日本スポーツ振興協会） Tel 0296-72-9330



④使用済み食用油（植物油）を回収しています

ご家庭で不要になったてんぷら油など、廃食用油（植物油）の回収を市役所環境保全課・各支所地域課の窓口で行っています。環境にやさしいまちづくりを推進し、河川の汚染防止や下水道処理への負担を軽減するため、家庭から排出される廃食用油の回収にご協力をお願いします。なお、廃食用油はペットボトルに入れ、漏れないようにキャップを閉めてお持ちください。

回収できる油		回収できない油	
サラダ油	植物油	鉱物油（エンジンオイル等）	鉱物油
菜種油（キャノーラ油）		牛脂	動物油
コーン油		豚脂（ラード）	
紅花油（サフラワー油）		魚油	
ヒマワリ油		ヤシ油	植物油
綿実油		パーム油	
ゴマ油	ショートニング		

廃食用油の出し方の注意

- ・回収容器（ペットボトル）は事前に内部を洗浄し、よく乾かしてください。
- ・油かす等は、出来る限り取り除いてください。
- ・回収できる油以外の油は混ぜないでください。
- ・回収容器は返却しませんので、ご注意ください。
- ・期限切れ等で未開封の食用油は、そのままの容器でお持ちください。
- ・回収対象は一般家庭からの廃食用油のみです。
- ・回収できない油はお預かりできません。
- ・廃食用油を凝固剤などで固めたものはお預かりできません。



問 環境保全課（内線127）、笠間支所地域課（内線72115）、岩間支所地域課（内線73115）

⑤動物駆逐用煙火の使用停止について

本年7月12日(土)、株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売する動物駆逐用煙火（閃光珠5R）の使用中に指を欠損する事故が発生しました。これを受けて同製品が検査された結果、当該煙火の火薬量（爆薬含む）が火薬類取締法第25条に基づく消費許可を受けずに消費できる火薬量10gを超えていることが判明しました（製品には約7gと表示されています）。

つきましては、当該製品を所持している場合は、ただちに使用を停止していただきますようお願いいたします。

問 株式会社 芳賀銃砲火薬店芳賀火工

Tel 022-262-1151

⑥屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、のぼり旗、はり紙などをいいます。これらを表示する際は、原則として市長の許可を受けることが必要です。また、許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になります。

笠間市では、まちの良好な景観の形成や公衆に対する危害防止のため、茨城県屋外広告物条例をもとに、屋外広告物の表示場所や大きさなどを規制しています。

条例の規定を順守した表示や管理を行い、美しいまちづくりを目指しましょう。

問 都市計画課（内線588）

市税等は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。納期限内の納付をお願いします。